

# 北海道リサイクル製品認定支援事業費補助金交付要綱

## (通 則)

第1条 北海道リサイクル製品認定支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目 的)

第2条 補助金は、北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第18条の規定に基づき、北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱第3に規定する北海道認定リサイクル製品の認定及び同要綱第6に規定する認定更新の申請に要する経費の一部を補助することにより、道内の循環資源の循環的利用及び廃棄物の減量化を促進し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

## (補助対象等)

第3条 補助対象者、補助対象事業、補助率、補助対象経費及び上限額は、別表に定める。  
なお、補助対象事業は、他の補助制度の補助対象事業として採択されていないものに限る。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金等交付申請書（環生第1号様式（昭和49年北海道告示第807号に定める様式をいう。以下環生様式について同じ。））を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条の2の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 事業実績書          | 環生第2号様式  |
| (2) 補助金等交付申請額算出調書  | 環生第14号様式 |
| (3) 経費の配分調書        | 環生第18号様式 |
| (4) 事業精算書          | 環生第31号様式 |
| (5) その他知事が必要と認める書類 |          |

3 第1項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号。以下「法」という。）の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

## (交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により申請を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

## (交付の条件)

第6条 補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第2号様式に定める交付の条件を付すものとする。

## (交付申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から10日以内に、補助金等交付申請取下書（環生第22号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(実績報告)

第8条 実績報告は、要しない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、第5条の規定による交付決定に合わせて、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、補助金の額を確定した後、支払うものとする。

(状況把握)

第10条 知事は、必要に応じて、事業者に補助事業に係る報告を求め、又は現地調査をすることができる。

(その他)

第11条 本要綱に関しその他必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象事業	補助率	補助対象経費	上限額
北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱に基づき北海道リサイクル認定製品の認定を受けた事業者	北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱第3及び第6に基づく認定を受けるために実施する試験分析 (補助金の交付申請する年度内に実施したものに限る)	① 道内に主たる事務所を置く中小企業者〔※注〕 補助対象経費の2/3以内  ②①以外 補助対象経費の1/2以内	北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱別表1に定める品質、環境安全性への配慮に関する基準の適合を証明するために実施する試験分析経費	30万円

※注 中小企業者とは、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第2条及び中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）に規定する中小企業者をいう。